

介護職員等特定処遇改善加算

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたり取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度障害福祉サービス報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 介護職員処遇改善に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

職場環境等要件について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容を下記に掲示致します。

【資質の向上】

働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス管理責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

研修受講の為に勤務（シフト）調整、及び休暇の付与を行い、資格取得に向け様々な面で優先的に考慮している。また受講料に関しても事業で負担する場合がある。

【労働環境・処遇の改善】

- ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、勤務シフトを配慮している

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・健康診断、こころの健康等の健康管理面の強化・職員休憩室・分煙スペース等の整備

【その他】

- ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間勤務制度の導入）
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や無理のない業務内容への配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上